

市政協力業務委託要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市政協力業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）に基づく市政協力業務の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区及び町内会の義務)

第2条 区及び町内会は、市政協力業務の受託に関し、多治見市自治組織の育成促進及び市政協力等に関する規則（平成13年規則第15号。以下「規則」という。）及び市政協力業務委託要領（以下「要領」という。）の規定を遵守しなければならない。

(区の市政協力業務)

第3条 区の市政協力業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民及び地域の情報収集、報告の取りまとめに関すること。
- (2) 市民への市政情報の伝達業務に関すること。
- (3) 防災、防火、防犯、交通安全その他の安全確保対策に関すること。
- (4) 社会福祉に関すること。
- (5) 環境衛生、青少年健全育成、スポーツ及び文化振興に関すること。
- (6) 各種行事に関すること。
- (7) その他市民生活の向上、地域の発展及び市政の円滑かつ効率的な運営を図るために必要な事項に関すること。

(町内会の市政協力業務)

第4条 町内会の市政協力業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民及び地域の情報収集、報告の取りまとめに関すること。
- (2) 市民への広報の配布その他の市政情報の伝達業務に関すること。
- (3) 市広報等の配布は、市広報発行日までの配布に努めること。

- (4) 防災、防火、防犯、交通安全その他の安全確保対策に関すること。
- (5) 社会福祉に関すること。
- (6) 環境衛生、青少年健全育成、スポーツ及び文化振興に関すること。
- (7) 各種行事に関すること。
- (8) その他市民生活の向上、地域の発展及び市政の円滑かつ効率的な運営を図るために必要な事項に関すること。

(委託費)

第5条 市は、区及び町内会に委託する市政協力業務に対し、規則の定めるところにより、次の算出根拠のとおり委託費を支払うものとする。

世帯数の根拠は、毎年前年度の3月1日現在の町内会加入世帯数とし、当該契約年度内において世帯数に増減が生じても委託契約の変更はしないものとする。

防犯灯数の根拠は、令和3年度に町内会等から報告があった所有灯数とし、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の契約はこの所有灯数を使用する。防犯灯数の見直しは、3年ごとに実施するものとする。

(1) 区に対する市政協力業務委託費の算出根拠

①市民及び地域の情報収集、報告のとりまとめに関する業務

年間 22,800 円

②市民への市政情報の伝達業務

年間 28,500 円

③環境衛生、スポーツ及び文化振興等に関する業務

年間 7,600 円 × (区内町内会数)

④地域防犯推進業務

年間 798 円 × (区が所管する防犯灯数)

⑤その他要領に定める区市政協力業務

年間 190 円 × (区内世帯数)

(2) 町内会に対する市政協力業務委託費の算出根拠

①市民及び地域の情報収集、報告のとりまとめ業務

年間 11,400 円 × (区内町内会数)

②交通安全確保対策業務

年間 5,700 円 × (区内町内会数)

③市民への広報の配布その他の市政情報の伝達業務

年間 320 円 × (町内世帯数)

④地域防犯推進業務

年間 798 円 × (町内会が所管する防犯灯数)

⑤その他要領に定める町内会市政協力業務

年間 4,750 円 × (区内町内会数)

(3) 市政情報の伝達

市政情報の伝達については、市は主に広報たじみや多治見市公式ホームページを基本とするが、これによらないものは各町内の回覧板による伝達の方法とし、この回覧に係る事務等については、原則区及び町内会で行うものとする。

(委託費の支払方法)

第6条 市は、委託契約書に記載してある委託費を、前金払いとして毎年6月末日までに支払うものとする。ただし、市は、市政協力業務が次条の完了報告書のとおり適正に処理されていない場合は、委託費の全額又は一部を返還請求することができる。

2 各区は、市政協力業務委託費前金払い請求書（別記第1号様式）を、毎年5月末日までに市に提出するものとする。

(完了報告書)

第7条 各町内会長は、委託業務完了後速やかに、市政協力業務委託完了報告書（町内会用）（以下「完了報告書（町内会用）」という。）（別記第2号様式）を作成し、各区の区長に提出しなければならない。

2 各区長は、前項の完了報告書（町内会用）を町内会から受領したときは、各町

内の完了報告書（町内会用）を取りまとめて、市政協力業務委託完了報告書（区用）（別記第3号様式）を作成し、前項の完了報告書（町内会用）を添付して、市長に提出しなければならない。

（市の調査）

第8条 市は、各区及び各町内会において、委託契約書に定める市政協力業務が前条に定める完了報告書のとおり適正に処理されているかを調査することができる。また、各区及び各町内会は、市の求めに応じるため出納簿、領収書等の関係書類が閲覧できるように完備しておかなければならない。